



令和元年 12 月 17 日

新 潟 県

新潟地方気象台

新潟県における土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

新潟県と新潟地方気象台は、山形県沖の地震により通常の7割に引き下げた暫定基準で運用してきた村上市の土砂災害警戒情報の発表基準を、令和元年 12 月 24 日から8割に引き上げて運用します。

令和元年6月18日に発生した山形県沖の地震により、新潟県村上市で震度6強を観測しました。

村上市では、地盤の緩みを考慮し、新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報(土壌雨量指数基準)について、通常の7割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、土砂災害危険箇所の点検結果並びに地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況等を勘案して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を通常の7割から8割に引き上げて運用します。

なお、新潟県で提供する「メッシュ情報」※や気象庁で提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」(土砂災害警戒判定メッシュ情報)※についても、通常の8割に引き上げた暫定基準による判定結果となります。引き続き避難対象地域の絞込みにご活用ください。

記

1. 暫定基準を通常の7割から8割に変更する日時

令和元年 12 月 24 日 14 時

2. 暫定基準を通常の7割から8割に変更する市町村(別図に図示)

村上市

※新潟県の「メッシュ情報」と気象庁の「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」(土砂災害警戒判定メッシュ情報)は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

新潟県：http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index_top.html?

気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：新潟県 砂防課 担当 高野

電話 025-280-5853 (内線 3362) FAX 025-285-9724

新潟地方気象台 担当 杉田・齋藤

電話 025-281-5872

FAX 025-281-5862



別紙

土砂災害警戒情報の暫定基準を通常の8割に変更する市町村



暫定基準（7割）から暫定基準（8割）に引き上げる市町村